

亀山市告示第246号

亀山市小規模保育事業所改修費等補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年12月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市小規模保育事業所改修費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、賃貸物件等を活用し、小規模保育事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定による市長の認可を得て法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の新設、定員の拡大又は老朽化により当該建物の改修等を実施する場合において、その必要な経費の一部を補助することにより、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備に寄与することを目的とする。

(補助金の名称)

第2条 この告示により交付する補助金の名称は、亀山市小規模保育事業所改修費等補助金（以下「補助金」という。）という。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項の規定により特定地域型保育事業者（小規模保育事業を行う者に限る。）として市長の確認を受けた者又は当該確認を受けることが予定されている者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 小規模保育事業所の建物の改修（内装を含む。）（以下「改修事業」という。）に係る経費

- (2) 改修事業に伴い購入する保育に必要な備品に係る経費
- (3) 改修事業に伴う当該小規模保育事業所の開所日の前日までの賃借料(礼金を含み、敷金を除く。)

(4) その他市長が特に必要と認めた経費

2 前項第3号の賃借料は、当該補助金の交付申請を行う年度分に係るものに限り、開所日の前日が属する月の賃借料については、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額(3,200万円を超える場合は、3,200万円)又は事業費の額から寄附金その他の収入(補助金を除く。)の額を控除した額のいずれか低い額の4分の3に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度として、予算の範囲内において市長が定める額とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 小規模保育事業所改修後概況表(別記様式)

(2) 見積書

(3) 位置図及び配置図

(4) 賃貸借契約書の写し

2 補助金の交付決定を受けた者は、改修事業が完了したときは、改修事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付を受けた年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書に改修事業に要した費用の領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年度分の補助金の交付から適用する。

別記様式（第6条関係）

小規模保育事業所改修後概況表

改修事業所所在地				
開所（予定）日	年 月 日			
小規模保育事業類型	A型（分園型）		B型（中間型）	
	C型（グループ型）			
定員	()人	内訳	0歳児 ()人	
			1歳児 ()人	
			2歳児 ()人	
			3歳児以上 ()人	
保育室	室名	面積 (m ²)	設置階	保育児童
				()歳児
				()歳児
				()歳児
屋外遊技場	面積 () m ²			
	代替地	名称		
		所在地		
給食	自園調理			
	連携施設や近接した同一・系列法人の施設等からの搬入			
	その他 ()			
耐火・防災	耐火建築物		準耐火建築物	
	消火器具		非常警報器具	
	手すり等の乳幼児転落防止設備			

備考 該当する にレ点をつけること。